国際連合ハイチ安定化ミッション (MINUSTAH) に係る物資協力の実施について

 平成24年12月18日

 閣 議 決 定

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成4年法律第79号)第25条第1項の規定に基づき、国際連合ハイチ安定化ミッション(MINUSTAH)に係る物資協力を別紙のとおり実施することとする。

(別紙)

日本国政府は、平成24年度において、国際連合に対し、現在、ハイチで行われている国際連合ハイチ安定化ミッション(以下「MINUSTAH」という。)の活動に協力するために必要な

(1)	プレハブ式建物	255棟
(2)	物品保管用コンテナ等	75台
(3)	発電機	2台
(4)	照明設備	1式
(5)	貯油タンク	2個
(6)	その他備品等	

を無償で譲渡する。

説明

- 1 ハイチにおいては、2010年1月12日に発生した大規模な地震及びこれに引き続いて発生した余震(以下「ハイチ地震」という。)により、大きな被害が発生した。我が国は、国際連合からの要請を受け、ハイチにおける安全かつ安定的な環境の確保を主な目的とする国際連合ハイチ安定化ミッション(MINUSTAH)に協力するため、同年2月から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律に基づき、ハイチ国際平和協力業務として、自衛隊施設部隊等により、ハイチ地震の被災者の支援等を実施してきた。
- 2 ハイチ地震から3年近くが経過し、当該自衛隊施設部隊が担ってきた応急的な復旧活動の必要性が低下しつつある状況であることから、我が国は、MINUSTAHにおける当該自衛隊施設部隊の活動を終了し、ハイチ国際平和協力業務の終了に向けて所要の調整を進めてきたところである。
- 3 他方、MINUSTAHは、ハイチ国際平和協力業務の終了後も 活動を継続することから、今般、国際連合から我が国政府に対し、 MINUSTAHの活動に必要な、我が国がハイチ宿営地内に保有 するプレハブ式建物及び付属設備・備品等の譲渡要請がなされたも のである。